

第9章 補助金申請

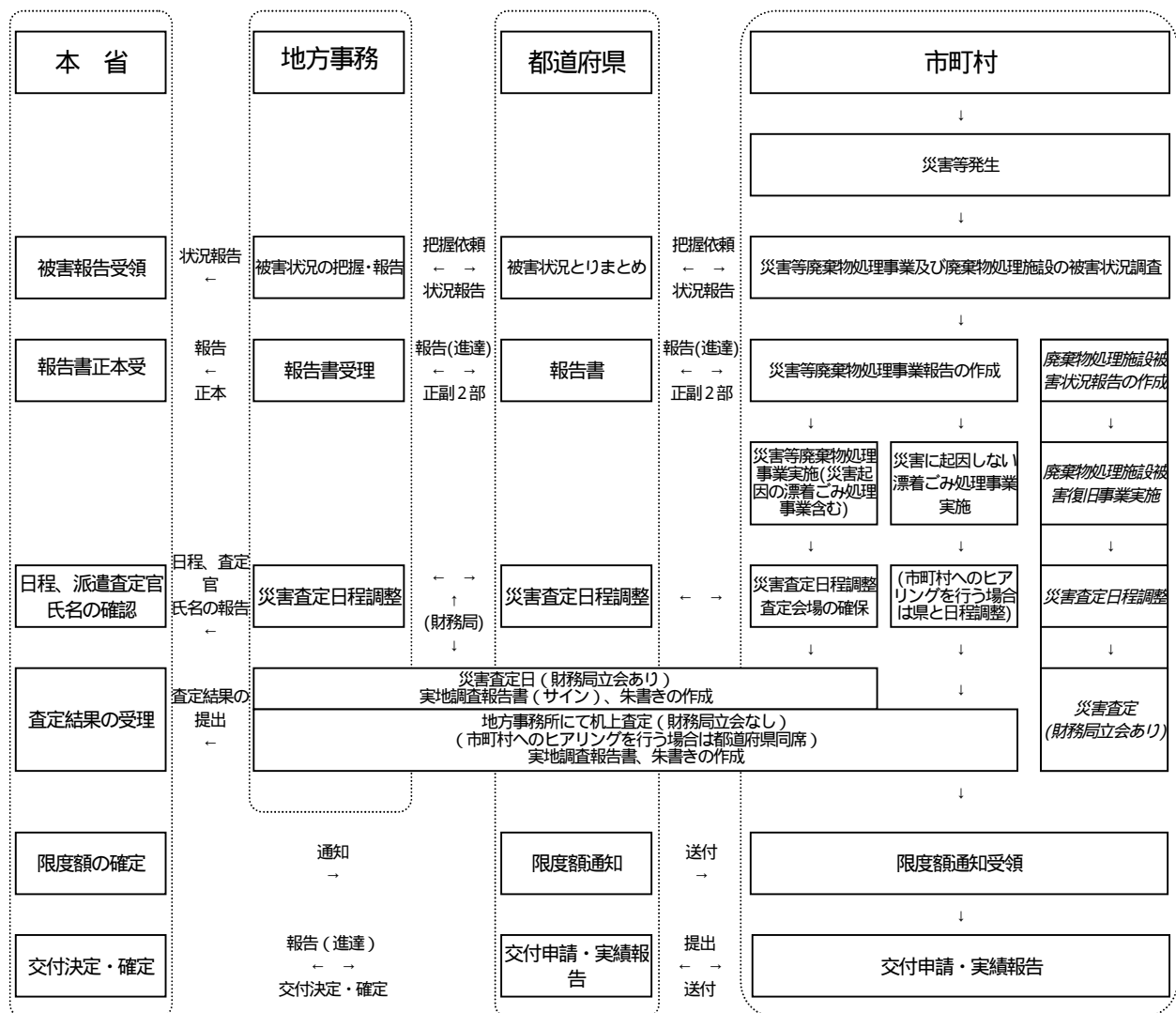
災害廃棄物処理を円滑に実施するためには、補助金を適正かつ有効に活用していくことも必要である。

補助金の活用には災害査定のスケジュールに合わせた書類作成や、積算根拠の明確化等が求められることから、発注事務に長けた土木職の関与が必要となる。

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業補助金	
発生原因	災害起因	災害起因でない
対象事業	・災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ・国内災害により海岸保全区域の海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)の収集、運搬及び処分 ・災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ・仮設便所、集団避難先等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分(災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)	海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)
補助先	市町村(一部事務組合含む)	
要件	指定市：事業費 80 万円以上、市町村 40 万円以上	
	・降雨：最大 24 時間雨量が 80mm 以上によるもの ・暴風：最大風速(10 分間の平均風速)15m/sec 以上によるもの ・高潮：最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの等	・1 市町村(1 一部事務組合)における処理量が 150m³ 以上のもの ・海岸保全区域外の海岸への漂着 ・通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く等
補助率	1 / 2	
財務局立会	あり	なし

出典：第 61 巻 都市清掃第 281 号(平成 20 年 1 月)(公社)全国都市清掃会議



廃棄物処理施設の災害復旧関係(斜字)は、引き続き環境本省で査定。

出典：第 61 巻 都市清掃第 281 号(平成 20 年 1 月) (公社) 全国都市清掃会議

災害補助金関係業務全体フロー